

平成26年11月 井手町

11月臨時会会議録

井手町議会

平成26年11月井手町議会臨時会会議録目次

第 1 号（11月5日）

応招・不応招議員	1
出席・欠席議員	1
出席事務局職員	1
出席説明員	1
議事日程	3
開会	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般の報告	5
議案第41号 財産取得について同意を求める件	5
閉会	9
署名議員	10

第 1 号（平成 2 6 年 1 1 月 5 日）

会 議 録

臨 時 会

（開会）

平成26年11月井手町議会（臨時会）会議録（第1号）

招集年月日

平成26年11月5日

招集の場所

井手町役場議場

開閉会日時及び宣告

開会 平成26年11月5日午前 9時57分 議長 木村武壽

閉会 平成26年11月5日午前10時15分 議長 木村武壽

応招議員

1番	谷田	利一	2番	西島	寛道
3番	岡田	久雄	4番	岩田	剛
5番	古川	昭義	6番	村田	忠文
7番	丸山	久志	8番	中坊	陽
9番	谷田	操	10番	木村	武壽

不応招議員

なし

出席議員

1番	谷田	利一	2番	西島	寛道
3番	岡田	久雄	4番	岩田	剛
6番	村田	忠文	7番	丸山	久志
8番	中坊	陽	9番	谷田	操
10番	木村	武壽			

欠席議員

5番 古川 昭義

会議録署名議員の氏名

3番 岡田 久雄 7番 丸山 久志

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	奥山 英高	議会書記	菱本 嘉昭
議会書記	中坊 玲子	議会書記	森田 肇

地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	汐見 明男	副町長	中谷 浩三
----	-------	-----	-------

教 育 長	松田 定	理事兼総務課長事務取扱	脇本 和弘
理事兼住民福祉課長事務取扱	嶋田 昌弘	理事兼建設課長事務取扱	中村 秀一
理事兼上下水道課長事務取扱	松山 正伸	理事兼同和・人権政策課長事務取扱	西島 楠博
会計管理者・ 会計課長兼務	藤林 学	教育次長・山吹ふれあいセンター所長兼 学校教育課長、自然休養村管理センター館長兼務	中島 一也
企画財政課長	花木 秀章	税 務 課 長	乾 浩朗
高齢福祉課長	寺井 佳孝	保健医療課長	小川 淳一
保健センター所長・ 地域包括支援センター所長兼務	小笠原温美	建設課参事	畑中 智博
産業環境課長	野田 昌司	いづみ人権交流センター所長・ いづみ児童館長兼務	木村 坂次
社会教育課長・ 図書館長兼務	高江 裕之	学校給食センター所長	藤崎 裕司

議事日程

別紙のとおり

会議に付した事件

別紙のとおり

会議の経過

別紙のとおり

平成26年11月井手町議会臨時会

議 事 日 程〔第1号〕

平成26年11月5日（水）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議案第41号 財産取得について同意を求める件

議事の経過

議長（木村武壽） 皆さん、おはようございます。早朝よりのご参集、ご苦労さんでございます。

本日、汐見町長より11月臨時町議会を招集されました。議員各位におかれましては、提案されております議案につきまして慎重にご審議をいただきますとともに、理事者各位につきましては適正かつ明確な答弁をいただきまして、充実した議会運営を行ってまいりたいと思っておりますので、ご協力賜りますようよろしくお願い申し上げます。

本日の会議に古川議員から欠席届が出ておりますので、ご報告申し上げます。

ただいまの出席議員数は9名であります。定足数に達しておりますので、平成26年11月井手町議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番、岡田久雄議員、7番、丸山久志議員を指名します。

次に、日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日としたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（木村武壽） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日に決定しました。

本日の臨時会に招集告知されております案件は、財産取得について同意を求める件1件であります。なお、本日の日程は皆様のお手元に配付しております議事日程のとおりであります。

それでは、審議を行います前に、挨拶を町長よりいたしたい旨申し出がありますので、これを許します。

汐見町長。

町長（汐見明男） おはようございます。本日、臨時町議会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多用の中ご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

平素は町政進展のため絶大なるご協力を賜り、住民とともに深く感謝して

いるところでありまして、この機会に厚くお礼を申し上げます。

さて、今回、臨時町議会を招集させていただきましたのは、泉ヶ丘中学校のパソコン機器購入の予定価格が700万円以上でありますので、地方自治法並びに条例の規定に基づき、財産取得契約を締結するに当たり議会の同意が必要となったことによるものであります。なお、詳細につきましては担当より説明をいたさせますので、何とぞ慎重ご審議の上、ご可決賜りますようによろしくお願いいたします。

議長（木村武壽） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

閉会中の議会活動について報告します。

10月23、24日の2日間、井手町議会管外視察研修を富山県舟橋村、石川県川北町で行いましたので、議員派遣報告書の写しをお手元に配付しておりますので、ごらんおき願います。

監査委員から10月分の例月出納検査結果報告を受理し、写しをお手元に配付しておりますので、ごらんおき願います。

これで諸般の報告を終わります。

次に、日程第4、議案第41号、財産取得について同意を求める件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 中島教育次長。

教育次長（中島一也）

（議案第41号を朗読説明）

議長（木村武壽） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 谷田議員。

9番（谷田 操） まず、入札の件でお伺いします。

一旦、このパソコンの購入については、一度公告をされて、取り消して、再度入札されたという経緯があると思いますが、なぜそういうことになったのかご説明をお願いします。

それと、一般競争入札ですけれども、他の入札業者と入札価格、そしてこ

の落札した業者の落札率をお願いします。

それと、パソコンの中身の件についてお尋ねします。台数ですね。生徒用何台、先生分何台。それと、主な仕様。こういうものに更新するんだという。子供たちが使う点で、これまでのものとどう違って、どういう新たなことができるようになるとか、こう活用できるとかという効果をご説明をお願いします。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 中島教育次長。

教育次長(中島一也) 谷田議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目。1回目、入札が一旦中止したという理由につきましては、入札に係る設計仕様の内容に不具合が生じたため、一旦入札を中止して精査したところであります。

他の業者につきましては、応札業者、株式会社小川電気、キステム株式会社、京都電子計算株式会社であります。落札業者のキノンビクスの応札率につきましては、92.7%でございます。

次に、台数でありますけれども、教師用1台、そのほかは、生徒用ということで合計32台を予定しております。

主な仕様ということでありますけれども、基本的に、パソコンについてはデスクトップパソコンでありまして、OSはウィンドウズ7ということになりまして、あと、周辺機器として、プリンター、液晶プロジェクタ、書画カメラ、スキャナ等でございます。

あと、これまでとどう変わるかというところでありますけれども、特に機器並びにソフトとも現在とさほど変わらないという中身になっております。機器がこれ以上補修等がきかなくなる期限が参ったので更新するという事になっております。

社名と入札額を申し上げます。キノンビクス株式会社、825万円、株式会社小川電気、845万円、キステム株式会社、868万円、京都電子計算株式会社、890万円。

以上でございます。

議長(木村武壽) ほかに質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 谷田 操議員。

9番(谷田 操) 設計仕様に不具合が生じたため、公告を一旦取り消した

ということで、その意味が私らにはよくわかりませんので、どういうことで、もう少しわかるように。いわゆる、こういうパソコンを入れてくださいという仕様書を入札のときには示されますね。その仕様書に間違いがあったということなのか。それはパソコンの仕様書なんていうのは非常に専門的なものですので、役場の職員さんが一つ一つ考えておられると思われたい、何かマニュアルのようなものがある、じゃ、これにしましょうというようなことやと思うんですけども、どこでそういう不具合が生じたのかをお尋ねします。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 中島教育次長。

教育次長(中島一也) ただいまの質問にお答えします。

具体的な内容につきましては、まず、一般競争入札で行っておりますので、競争性は担保されているものの、仕様書の内容を、より競争性を高めるために、汎用している機器の仕様に見直したというところでございます。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 谷田 操議員。

9番(谷田 操) ということは、あるメーカーの仕様書をそのまま使おうとしたと。そうすると、そのメーカーと提携してはる業者というのが限定されてくる。そういうことなので、1社に限られるような仕様書ではなく、もっと汎用性のあるものに変えたということなんではないでしょうか。確認したいと思います。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 中島教育次長。

教育次長(中島一也) ただいまの質問であります、当初の仕様につきましても、メーカーを限定するような内容ではございませんでした。一定、機能といいますか、スペックといいますか、そういうものを、こういう最低項目を設けて仕様書を作成したわけなんですけども、それではちょっとメーカーによる、いろんなパソコンメーカーがありますけども、機種がちょっと絞られてき過ぎるのではないかという疑義が生じて、それをもう少し仕様を学校で使用できる範囲まで広げて、より多くのメーカーの機種が応札できるように、そういった仕様の見直しをかけたということでございます。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 谷田議員。

9番(谷田 操) ということは、入札を公告されてから、その公告を見られた業者さん、例えば入札に参加しようかなと思われたような業者さんから指摘があったと。やっぱり役場の中ではなかなかそれはわからないことなんじゃないかと思うんですが、指摘があったというふうに理解していいですか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 中島教育次長。

教育次長(中島一也) ただいまの質問にお答えします。

業者から指摘があったのではなく、内部で再度点検いたしましたところ、そういう疑義が生じたということでございます。

議長(木村武壽) ほかに質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 岡田議員。

3番(岡田久雄) ちょっと3点ほど聞きたいんですけども、まず、パソコンの機種が何という機種なのか。それと、1台幾らするのか。合計33台やと思うんですけども。それと、古いパソコンは廃棄処分されるのか、どういふふうにするのかお聞きします。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 中島教育次長。

教育次長(中島一也) 岡田議員の質問にお答えします。

仕様については、どういう機種ということは絞っておりませんでした。仮契約を締結しました業者の内訳によりまして、FMVという機種になりまして、富士通のパソコンになります。先ほど申し上げたとおり、デスクトップパソコンで、ウインドウズ7のパソコンになります。

次の、1台当たりにつきましては、個別の金額がちょっと出ておりません。先ほど申し上げた周辺機器、プリンター等々を含めて、合計額で応札して契約しておりますので、1台当たりの金額は出ておりませんので、申しわけありませんけれども、お答えできません。

次に、古いパソコンはどうするのかというところでもありますけれども、これについては、今回の業者に処分していただくということになります。

議長(木村武壽) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村武壽) これですべての質疑を終ります。

これより討論に入ります。

討論はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(木村武壽) 討論なしと認めます。よって、討論を終ります。

これより議案第41号、財産取得について同意を求める件を採決します。

議案第41号は同意することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(木村武壽) 挙手全員であります。よって、議案第41号、財産取得について同意を求める件は同意することに決定しました。

以上で、今臨時会の会議に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、平成26年11月井手町議会臨時会を閉会します。

どうもご苦労さまでございました。

閉会 午前10時15分

右、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 木 村 武 壽

署名議員 岡 田 久 雄

署名議員 丸 山 久 志